

大地震が勤務時間内に発生

ケース1	登下校時に発生した場合
------	-------------

- ・児童が登下校している。
- ・教職員も出勤中である。
- ・避難住民も学校に来る。

教 職 員 の 行 動	児 童 の 行 動
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急放送を入れる。 「緊急放送ただ今地震が発生しました。 校庭で活動中の児童は校庭の安全な場所に避難しなさい。 校舎内で活動中の児童は机の下などに一次避難をしなさい。」 ・その場にいる職員で、校舎内にいる児童の所在を確認する。 ・その場にいる職員で部活動中の児童を把握する。 ・その場にいる職員で二次避難として、校庭の安全な場所へ避難誘導する。 ・初期消火への対応 ・職員を分け、避難住民への対応をはかる。 「新川小学校大地震対策本部」(本部長校長)を設置する。 ・電話への対応 ・学校のHPに、緊急時の対応について載せる。 ・職員の携帯電話、スキットメールを使い、登校していない児童の安全を確認する。 連絡が取れない児童については、可能な限り職員が児童の家庭に出向いて、確認する。 ・流山市教育委員会への連絡と指示を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登校後の児童は校内放送の指示に従う。 ・登下校中の児童は、原則的に自宅に戻るが、学校付近まできている場合は登校する。下校についても同様とする。 ・在宅児童は登校しない。ただし、避難地域の場合は地域指定に従う。

ケース2	授業中に発生した場合
------	------------

- ・児童が授業中で動揺しパニックが予想される。
- ・保護者からの電話が殺到する。
- ・避難住民も学校に来る。

教 職 員 の 行 動	児 童 の 行 動
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急放送を入れる。 「緊急放送ただ今地震が発生しました。校舎内の児童は直ちに机の下に落ち着いて避難しなさい。 大きな揺れがおさまりました。先生の指示に従って校庭に避難しなさい。 「お・は・し を実行しなさい。」 ・以下 防災計画による。 ・「新川小学校大地震対策本部」 （本部長校長）を設置し、避難住民への対応を図る。 ・電話への対応（通報係）保護者からの電話への対応 ・学校のHPに、緊急時の対応について載せる。 ・スキットメールで、緊急時の対応について知らせる。 ・引き渡し名簿に登載された引き取り人に順次引き渡す。 ・流山市教育委員会への連絡と指示を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童は校内放送の指示に従う。 ・一次避難をする。 ・一次避難場所として校庭に集合する。 けがなどの把握をする 「お」押さない 「は」はしらない 「し」しゃべらない ・下校できると判断した時は、下校させるが、保護者が自宅に不在の場合は状況に応じて、学校に留まる。 ・震度5弱以上の地震の時には、引き渡しを行う。

ケース3	部活動時に発生した場合
------	-------------

- ・児童がそれぞれの場所で活動している。
- ・教職員も活動場所等に散在している。
- ・休憩時間もこれに準ずる。

教 職 員 の 行 動	児 童 の 行 動
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急放送を入れる。 「緊急放送、ただ今地震が発生しました。校庭にいる児童は校庭の安全な場所に、校舎内にいる児童は机の下などに一次避難をなさいます。」 ・部活動、諸活動中の職員は自分の部のみならず、付近の児童を避難誘導する。 ・職員室にいる職員は、通報班など必要な人数を残し、校舎内に分散し、児童の把握および救護、初期消火にあたる。 ・そこにいる職員で二次避難として校庭の安全な場所へ避難誘導する。 ・職員を分け、避難住民への対応を図る。 「新川小学校大地震対策本部」（本部長校長）を設置する。 ・電話への対応 ・学校のHPに、緊急時の対応について載せる。 ・可能な状況であれば、職員の携帯電話、スキットメールを使い、すでに下校している児童の安全（帰宅）を確認する。 ・引き渡し名簿に登載された引き取り人に順次引き渡す。 ・流山市教育委員会への連絡と指示を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内放送の指示に従う。 ・担当職員や付近にいる先生の指示に従い二次避難場所としての校庭に集合する。 ・児童の安全を確認後、指示に従い下校するが、状況に応じて校内に留まる。 ・震度5弱以上の地震の時には、引き渡しを行う。

ケース4	校外学習時に発生した場合
------	--------------

- ・担当職員のみで引率している。
- ・学校との連絡が不通になることが予想される。
- ・保護者から問い合わせが殺到する。
- ・慣れない場所での避難を余儀なくされる。

教 職 員 の 行 動	児 童 の 行 動
<ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全を第一に考え判断し、対処する。 ・まず、状況に応じて最も安全な場所（付近の避難場所）へ避難誘導する。 ・避難した児童の人数、健康状態等の確認をする。 ・連絡が可能な範囲で、学校との連絡をし、避難場所と児童の状況について報告をする。 ・交通手段による移動中の場合、その機関の指示に従って行動させる。 ・地域あるいは地元の災害対策本部と連絡をとるなどできる限り公的機関との連携を可能とさせる。 ・救援については、校長と市教育委員会の判断および指示に従って行う。 ・電話への対応 ・学校のHPに、緊急時の対応について載せる。 ・流山市教育委員会への連絡と指示を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いて行動し先生などの指示に従う。 ・安全な場所への避難後は、児童数やけが人の状況を報告する。 ・不慣れた場所ゆえ、自分勝手な行動は絶対行わない。 ・現地での班行動の場合は、班員がまとめて近くの安全な場所に避難する。 ・電話などで担任に連絡をし、居場所と状況を報告し、指示を受ける。 ・場所を移動しないようにする。 ・班員は必ず全員で一緒に行動する。 ・けが人が出た場合、近所の人への応援を依頼する。また、その場合は直ちに担任へ通報する。

5 大地震が勤務時間外に発生

このマニュアルは、勤務時間外に地震が発生し、なおかつ本校が避難場所となり、避難住民が避難してきた場合の職員の体制および任務について定めたものである。

(1) 動員体制

突発的に地震が発生した場合、原則として職員は事前に定められた分担により、全教職員が直ちに配置につき対策活動に当たる。

しかし、教職員も被災者となる場合や通勤道路や交通の遮断により速やかに出勤できないケースも十分に考えられる。その場合には、事前に決めた最寄りの学校へ出勤し支援業務に就くこととする。なお可能な限り学校に連絡を取る。

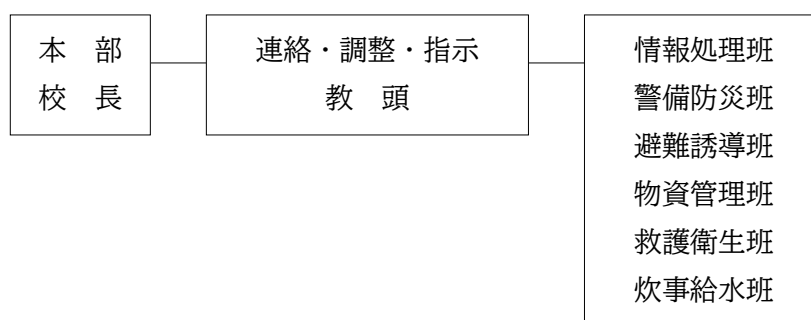
一次対応職員	(徒歩あるいは自転車で出勤できる職員) 通勤経路4 km程度 長谷川 (校長)、佐藤、堀江、松田、竹原、福田、西岡、小野寺
二次対応職員 (可能な限り、約1時間以内で出勤できる職員)	(何らかの手段で出勤する職員) 久保木、村瀬、井上、村越、齋田、笠見、高原、桐生、淵上、竹内
三次対応職員 (出勤に1時間以上かかる職員)	(可能な限り出勤の努力を要する職員) 杉橋 (教頭)、野木村、磯部、関、張替、中司

※上記に、サポート教員、介添員、用務員、市事務、調理師は含まない。

(2) 一次対応職員の任務

- 1 学校被災場所、被災程度の確認 (ライフラインの確保)
 - ・被災場所と被災状況の確認
 - ・被災住民が勝手に入らないように、本校舎の施錠の確認
 - ・トイレの封鎖、使用の指示
 - ・ライフラインである通信・電気・水の確保
 - ・避難所としての体育館の安全について確認(体育館の水道の使用禁止)
- 2 消火活動
 - ・初期消火に努める
- 3 避難住民の誘導 (車の乗り入れの禁止、ライフラインの確保)
 - ・車の乗り入れをさせない
 - ・避難住民を体育館に誘導
- 4 情報連絡 (市・校長との連絡・指示)
 - ・被災状況・避難住民の状況・ライフラインの状況を市・校長に報告
 - ・市の対策本部及び校長からの指示を受ける。
 - ・市との連絡は防災無線を用いる。

(3) 避難所としての運営組織



情報処理班（教頭、教務）

- ・インターネットによる情報の確保
- ・市対策本部との連絡及び指示
- ・本校職員及び児童の状況把握とデータ作成
- ・避難住民名簿の作成

警備防災班（佐藤、西岡、村瀬、福田）

- ・避難所の警備にあたり、また避難住民との連絡にあたる
- ・避難住民からの報告を聞き、本部からの指示を伝える
- ・二次災害（余震による被災など）に際し、防災などにあたる

避難誘導班（松田、磯部、井上、関）

- ・避難住民を誘導する
- ・車の乗り入れの禁止など避難所としての機能確保
- ・避難所の割り振り、学校施設の利用に関する管理

物資管理班（張替、久保木、村越、竹内）

- ・対策本部からの援助物資の管理
- ・援助物資の配布
- ・援助物資等の要求

救護衛生班（淵上、中司、竹原、高原）

- ・けが人など救急活動にあたる
- ・けが人などの状況把握
- ・必要に応じて心のケアにあたる
- ・医療救急物資の管理、運用にあたる
- ・衛生、防疫面での管理
- ・トイレの確保

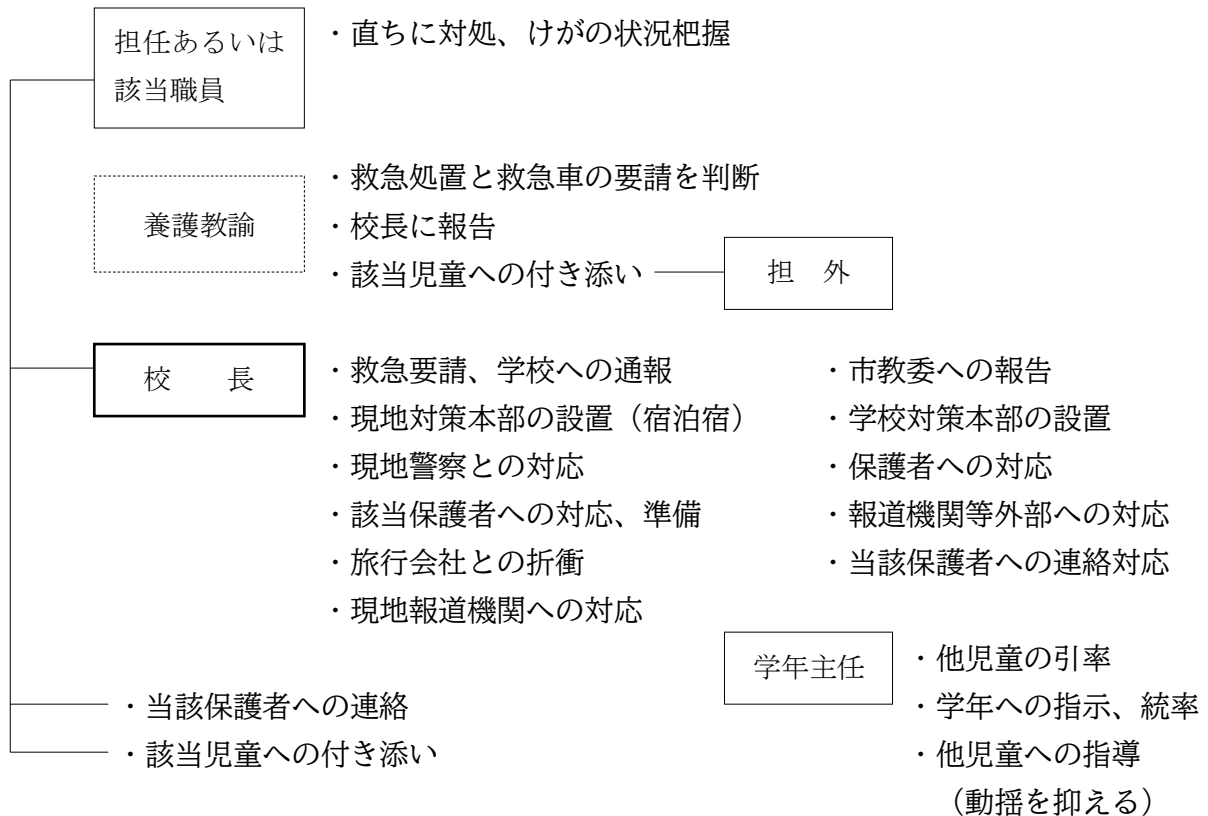
炊事給水班（小野寺、堀江、桐生、齋田）

- ・避難住民及び学校職員の食糧管理・運用

6 校外学習時における事故等への対応

このマニュアルは、修学旅行など学校を離れての校外学習等におけるさまざまな事故に対するものである。

ケース1	全員で行動中、事故等に遭遇し大けがをした場合
------	------------------------



ケース2	班行動中、事故等に遭遇し大けがをした場合
------	----------------------

あくまでも事故が防げるように、事前指導を十分に行うことが重要である。

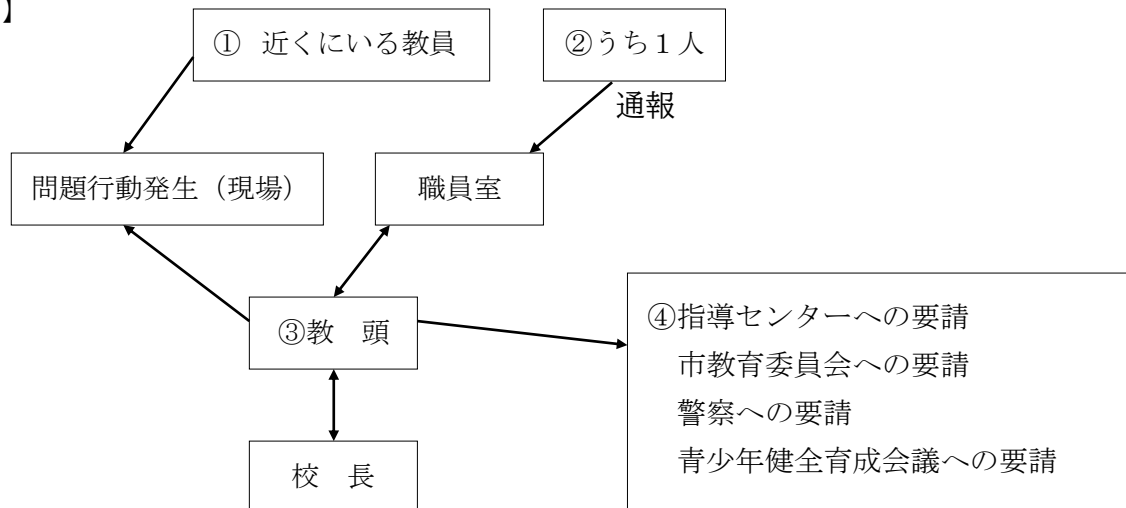
- ・班員がすぐに担任に連絡
- ・付近の人に助けを願い、警察や救急要請を行う。
- ・担当職員が駆けつけるまで動かない、ただし、救急車要請の場合、必ず二人は残る。
- ・あとは上記マニュアルに従う。

7 生徒指導上における緊急時への対応

このマニュアルは、生徒指導上の問題行動が発生した場合における対応であり、予想される生徒指導上の問題は次のものである。

器物破損 対児童、対教師暴力 非行 急病 大けが

【対応】



- ① 生徒指導上の問題行動が発生した場合、「近くにいる職員」がまず対応
問題行動が発生する可能性がある場合は、職員がペアを組んで、計画的に校内巡視。休み時間は、前時と次時の授業者がそれぞれ担当教室に残り、隙間を作らないようにする。
- ② 近くにいる職員のうち一人が直ちに職員室に通報。在室職員は直ちに現場に駆けつける。
なお、非常ベルへの対応のため、3名は残る。

- 1) 非常報知器への対応
 - 2) 警備会社、消防署など外部への対応

- ③ 教頭は現場に向かう。
教頭は校長へ事態を通報、対応処置の指示を受ける。
- ④ 警察あるいは指導センター、市教育委員会、青少年育成推進委員会への要請依頼は、校長判断にて教頭が行う。

※ 問題行動が予想される場合には、職員の携帯電話の携行をお願いします。

8 体罰が起きた場合への対応

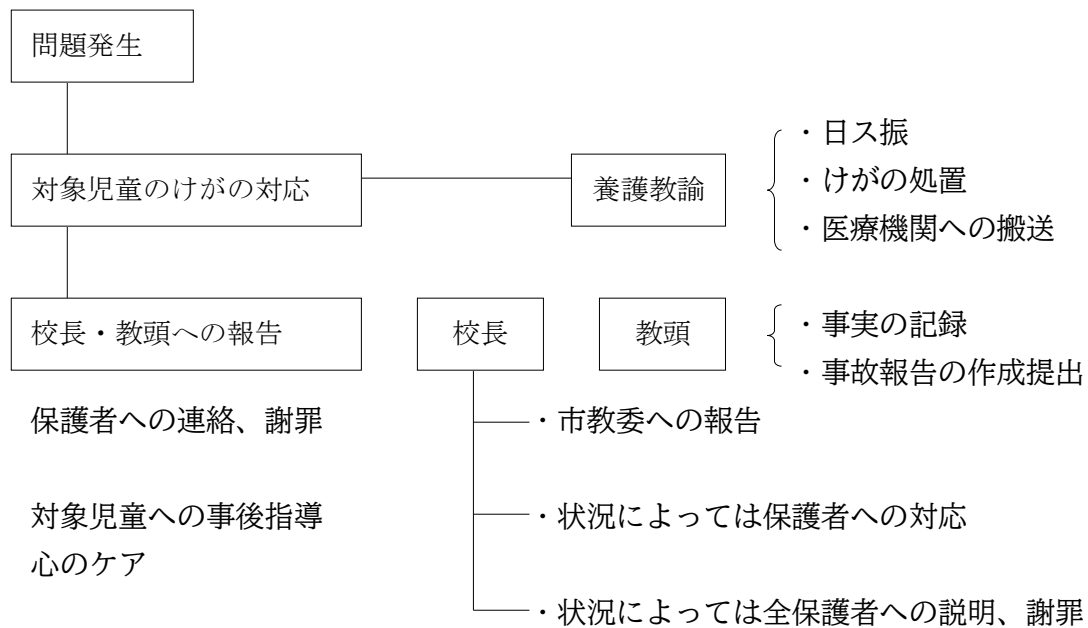
はじめに、体罰はどのような理由、状況があっても絶対あってはならないものである。法に触れるからではなく、体罰は子どもにとって、悪意こそ残れ、誠意は通じないものである。そして体罰で子どもは変容しないことを肝に銘じたい。心の教育の推進、そして、人権の尊重である。

<学校教育法第11条>

校長及び職員は、教育上必要があると認められるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる、ただし、体罰を加えることはできない。

しかし、不幸にして発生してしまった場合

<当事者の行動>



ポイント

- (1) 事実の確認と報告・記録（隠さない）
- (2) 児童及び保護者への誠実、かつ迅速な対応
- (3) 関係機関との連携

9 事故発生時のマスコミへの対応

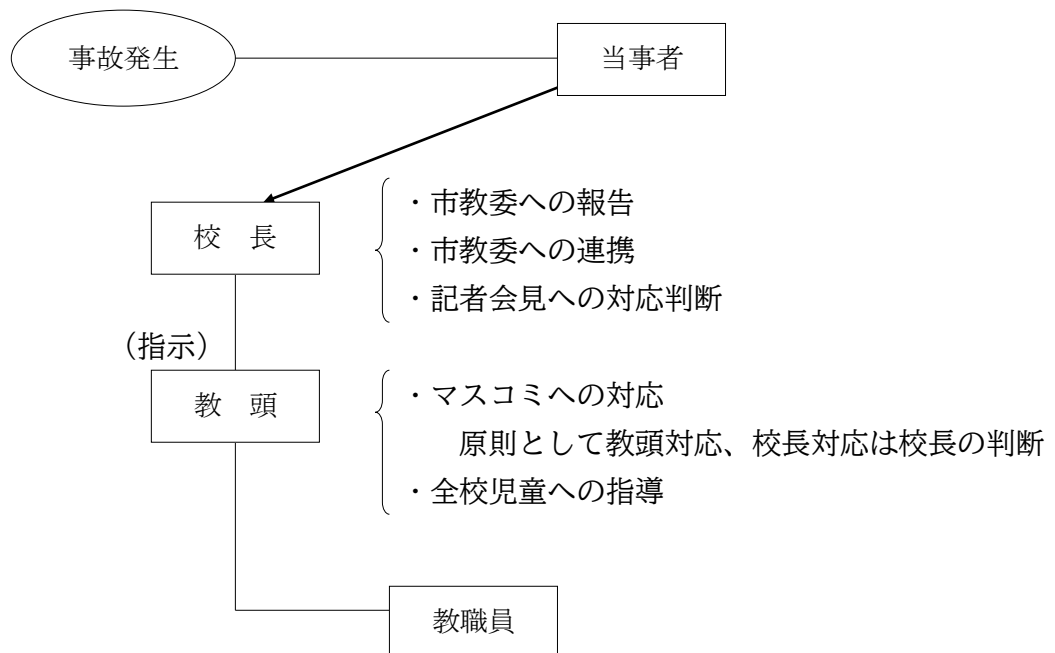
このマニュアルは、事故等が発生し、マスコミ関係が学校に関与してきた場合における対応である。

1 マスコミにおける予想される問題

- ・マスコミは、児童を取材対象とする。
- ・教職員も取材の対象となる。
- ・マスコミの取材は、事故現場は、もちろんのこと、児童の登下校をねらう。
- ・簡単な質問と思って答えたものが、中傷あるいは誇大に記事にされる場合がある。
- ・「これは記事にしない。」と言っているにもかかわらず、簡単に記事にすることがある。

2 具体的な対応

- ・窓口の一本化(教頭)
- ・児童への適切な指導
- ・事実の把握



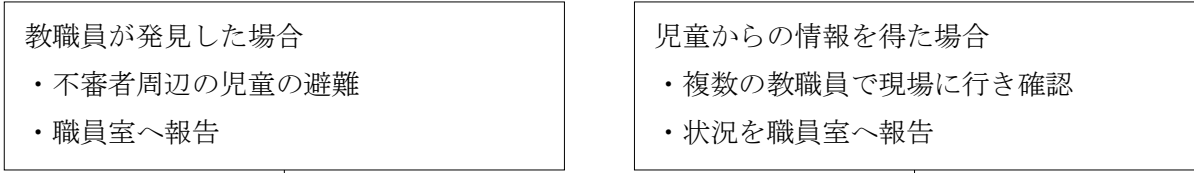
マスコミへの対応(教頭)

大変ご心配をおかけし、ご迷惑をおかけします。現在状況を確認中です。分かり次第お知らせ致します。

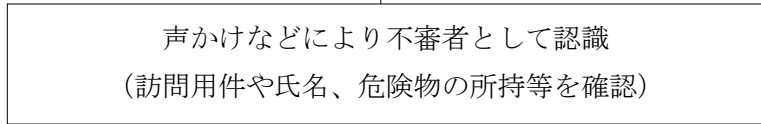
※保護者説明会を検討する。

10 不審者が学校内に侵入した場合の対応

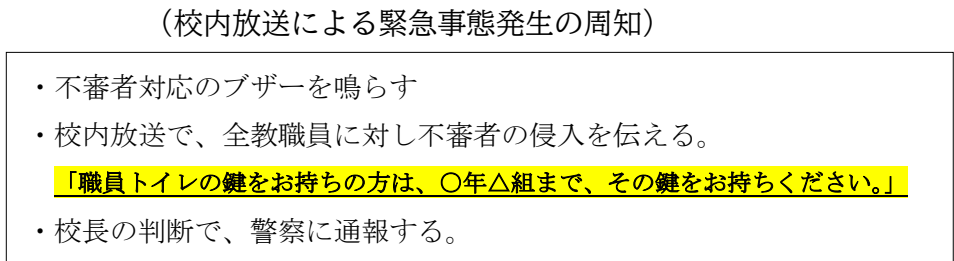
① 不審者のキャッチ



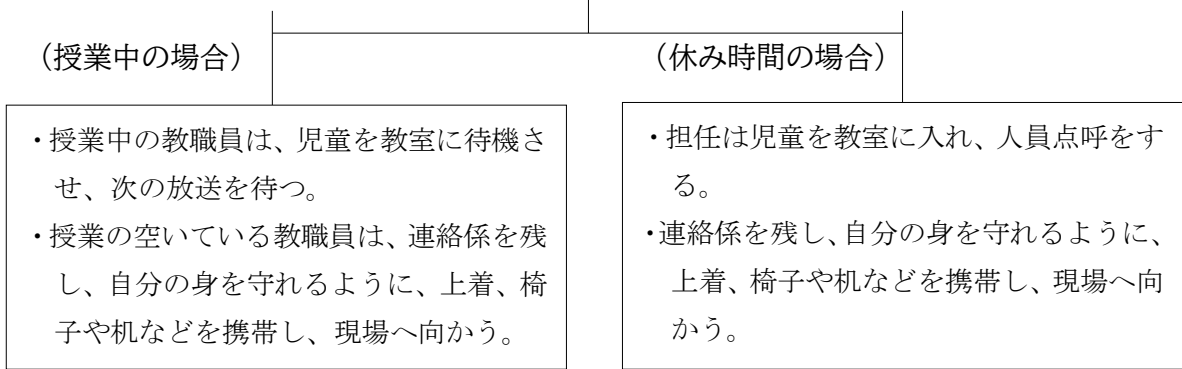
② 不審者の認識



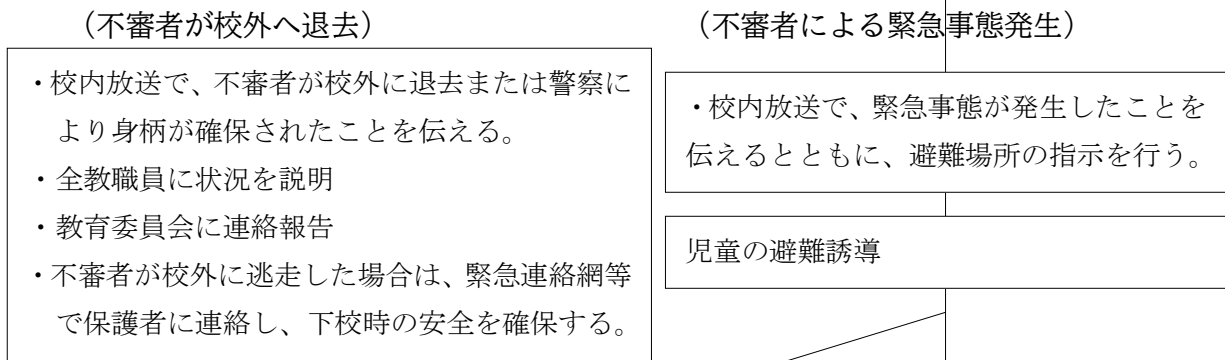
③ 不審者への対応



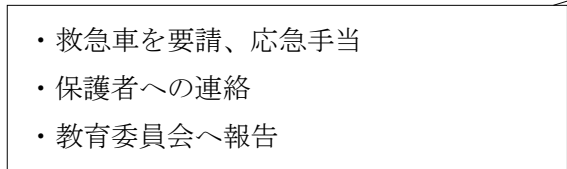
*対応中、関係のない児童は、なるべく体育館に避難させる。(可能であれば)



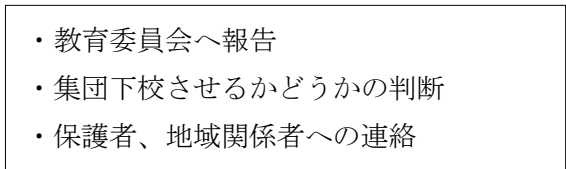
④ 不審者への反応



(けが人への対応)



(その他の児童への対応)



不審者が学校内に侵入した場合の対応の補足説明

1. 不審者のキャッチ

- * 「いつ」「どこで」「どのような人が」「どのような状況か」を確認する。

2. 不審者の認識

- * 声かけにより不審者の認識をする。(この際、人権に配慮する必要がある)

- ・ 児童からの情報の場合は、教頭等が複数で現場に駆けつけ、不審者との距離を保ち、動きに十分注意して、
「どちらさまですか」「何かご用ですか」等、丁寧に訪問用件等を聞く。
- ・ 教頭が出張等で不在の場合は、代わりの者(教務主任等)が対処できるよう、あらかじめ役割分担を決めておく。その際、状況を職員室に連絡できるよう、無線機、携帯電話等を携帯する。

3. 不審者への対応

- * 不審者への直接対応

- ・ 複数の教職員で行い、他の教職員は周辺の安全な避難ルートや避難場所の確保にあたる。また、刺激せず、落ち着いて話しかける。
- ・ 直ちに校外に退去するように促す。応じないときは、警察が来るまでの時間を確保する。
(警察の到着時間を把握しておくとうい。))
- ・ 危険物を所持している場合は、即110番通報すると共に、校内放送の担当に、無線機や校内電話、携帯電話等により、児童の緊急避難を伝える。
- ・ 机、イス、ほうき等を使い距離をおいて対応し、時間の確保をする。
- ・ 各階に置いてあるさすまた(1Fあおぞら1組前廊下、職員室、2F図工室前廊下角、かがやきルーム前倉庫、3F5-1前廊下角にあり)を使用する。
- ・ 襲いかかって来た場合は、ブレザー等をつかって対応する。

- * 不審者の侵入を知らせる放送

- ・ 教室に不審者が侵入した時には、内線電話の受話器を外して呼び鈴を鳴らし、職員室に伝える。内線電話の受話器を外すのは児童にさせても構わない(日ごろから指導しておく。)
- ・ 緊急連絡先(110番通報の内容等)や放送内容は、わかりやすい場所に掲示しておく。
- ・ 休み時間中については、放送で児童を教室または安全な場所に誘導する。

- * 児童を不審者が侵入した箇所に近づかせないようにする放送

- ・ 「職員トイレの鍵をお持ちの方は、○年△組まで、その鍵をお持ちください。」と放送して、○年△組(不審者が侵入した箇所)には、児童を近づかせないようにする。
- ・ 私語をせず、速やかに移動させる。
- ・ 避難場所では、人員を確認し、入り口等を教職員が巡回し安全の確保に努める。

- * 授業中の場合

- ・ 人員の確認を行う。(トイレ、保健室等に行っている者がいないかどうか)
- ・ 所在が不明な者については、職員室に連絡する。
- ・ 授業中の教員は、不審者のいる場所から、安全な避難ルートを想定し、児童にも説明すると共に、放送での指示を待つ。

*休み時間中の場合

- ・放送で、全ての児童に教室または安全な場所に移動するよう指示した後、担任により人員確認を行う。
- ・担任は、不審者のいる場所から、安全な避難ルートを想定し、児童にも説明すると共に、放送で指示を待つ。

4. 不審者の反応

*けが人が出た場合

- ・応急処置を施し、救急車で搬送する場合は、付添人を必ず乗車させる。
- ・けがをした児童の保護者に、「病院名」「けがの状況」等を連絡する。

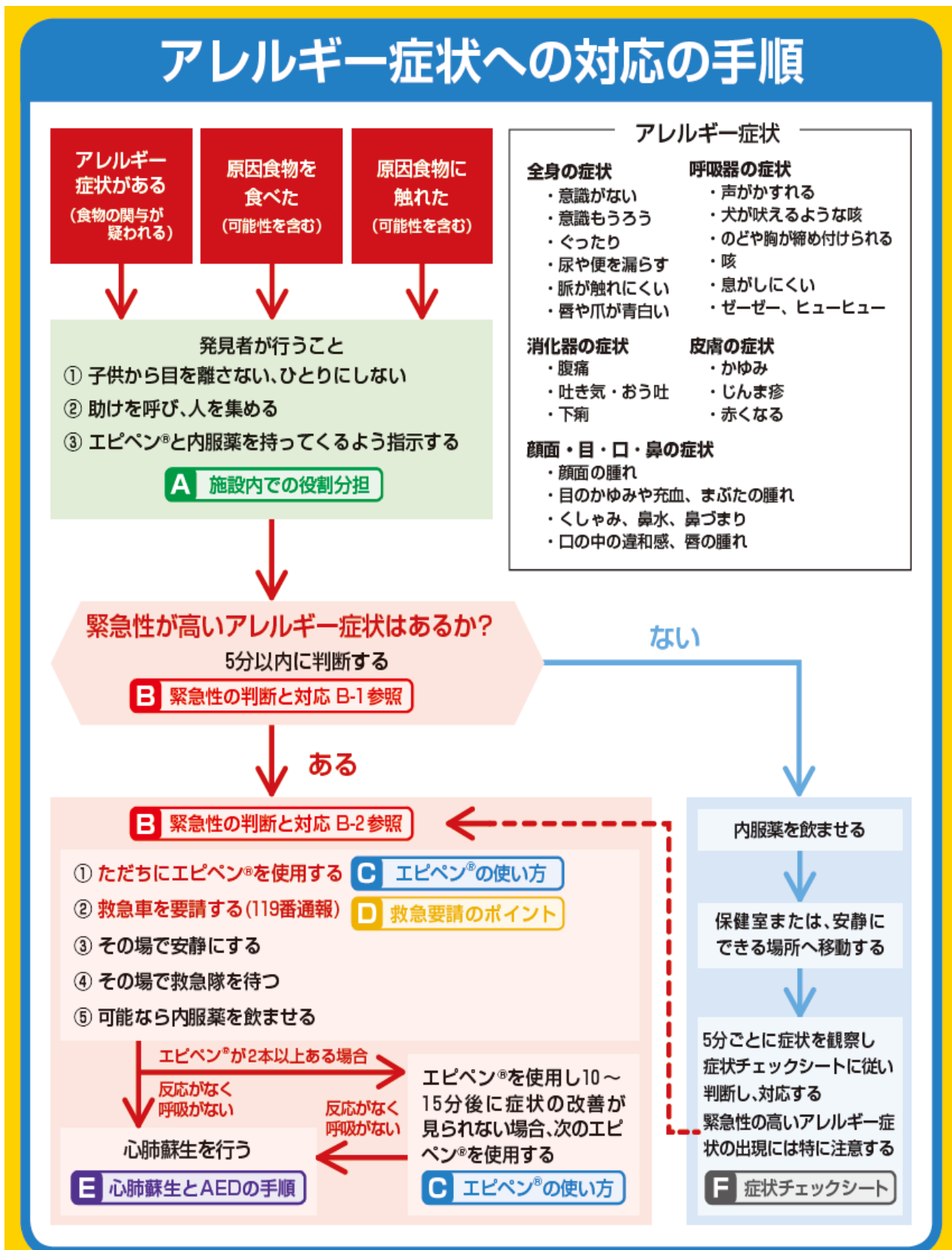
*その他の児童への対応

- ・教育委員会と協議の上、児童を下校させるかどうか判断する。
- ・集団下校等により一人にならないよう配慮する。
- ・教職員、保護者及び自治会等の地域の関係者による下校路の安全確保。
- ・保護者が家庭に不在の児童については、学校に留め置き安全を確保する。

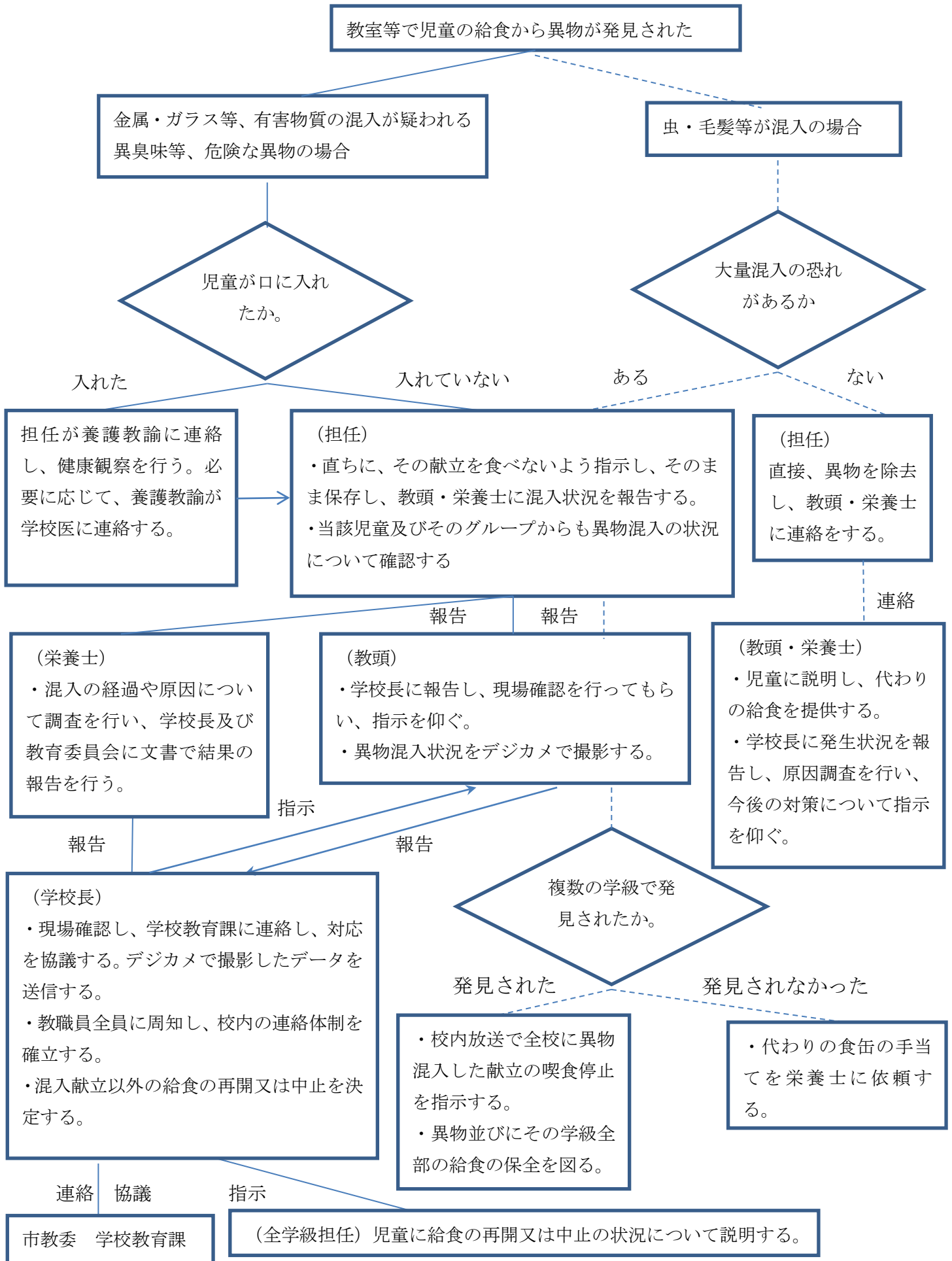
5. 事件後の対応（緊急事態発生の場合）

- ・速やかに、教育委員会と協議のうえ、保護者会を開き説明を行う。
- ・事件の経緯やその後の学校の方針を示す。
- ・必要に応じて、警察、保護者及び地域の関係者等への巡回の要請、スクールカウンセラーの配置等を検討する。

1.1 食物アレルギー症状が発生した場合の対応



12 給食時に異物混入が発見された場合の対応



13 感染症への対応

1 未然防止

(1) 児童の健康観察

- ・教職員は、日頃から児童の健康観察につとめ、体調不良者がいる場合、養護教諭に報告する。
- ・学校内外での健康観察を継続する。

(2) 教職員の健康管理

- ・教職員は、自身が発病すると集団感染させる可能性が高いことを自覚し予防に努める。また、有症状時には早期に受診し、その結果を必ず校長に報告する。

(3) 保健指導の充実

- ・学校医や保護者との連携により、感染予防対策、家庭での規則正しい生活、体調不良が継続する場合は受診する等、児童に対する保健指導を徹底する。

(4) 情報収集・緊急対応時の体制の整備

- ・日頃から、地域や近隣市町村の感染症の発生状況の情報収集に努める。
- ・患者発生等の情報について、対外的な連絡窓口を一本化する。
- ・全ての保護者に対し、児童が感染性の疾患にかかったと判明した場合には早急に学校に連絡することを徹底する。

2 発生した場合の対応

(1) 状況把握とその対応

- ・学校医、市教委、保健所等に連絡し、罹患児童の人権に十分配慮して今後の措置に万全を期する。
- ・他の二次感染者検索のため、健康観察や教職員間の情報交換により児童及び教職員の健康状況を把握する。
- ・罹患児童の交友関係、学校活動等の調査を行う。
- ・接触者の検診結果など過去の健康診断結果の情報を把握する。

(2) 処置、報告等

- ・教育委員会へ第一報を電話で報告する。
- ・学校医・保健所の指導を得て、翌日以降の学校運営上の措置、健康診断、出席停止等事後措置の計画を立てる。
- ・保健所、教育委員会が行う検査や調査（接触者の特定、リストの作成等）に協力する。
- ・情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問い合わせへの対応、対応の記録、児童の健康状況の把握及び教育委員会等への報告等を行う。）
- ・教育委員会や保健所、報道機関には窓口を一本化し、教頭が対応できる体制をとる。
- ・集団感染が確認されるなどの状況によっては、報道機関への情報提供をする場合があるため、保健所及び教育委員会と連携をとりながら対応する。

(3) 児童、保護者への連絡等

- ・罹患児童と接触した保護者等を対象に学校医、保健所の関係者等が同席する説明会を開催する。
- ・保健所が実施する調査や接触者健康診断に協力要請する。
- ・保護者からの相談（保健所の照会）への対応をする。
- ・必要に応じて、児童への説明を実施する。
- ・個人情報に配慮し、個人のプライバシーが損なわれないようにする。